

地域スポーツコミッションの活動再開支援事業 審査基準

I. 交付内定者の選定方法

客観性、公正性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する技術審査委員会を設置し、申請団体から提出された事業計画書等について、書類審査を実施し、II. 評価方法に基づき評価を行い、その評価得点及び技術審査委員会の意見を踏まえ、予算の範囲内で交付内定を行う。

なお、必要に応じて追加資料の提出を求めることもある。

II. 評価方法

評価は、提出された事業計画書ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うこととし、下記の評価項目ごとに評価基準による5段階評価等を行い、各委員が各々評価した採点結果の合計を平均したものを当該提案者の評価点とする。

なお、評価点が30点に満たない場合は不合格とする。

<評価基準>

大変優れている＝5点（10点）、優れている＝4点（8点）、適当＝3点（6点）、やや劣っている＝2点（4点）、劣っている＝1点（2点）

※（ ）内は重点評価項目の得点

【評価項目】

地域スポーツコミッションの活動再開支援事業について、以下の項目で評価する。

なお、（※）を付けた4項目は、今回の採択事業選定における重点評価項目であり、得点を2倍として採点する。

- (ア) 地方公共団体・民間企業・スポーツ団体等の連携体制が整っており、実施する事業において、申請を行う地方公共団体が一元的に責任を負う体制が整っている。
- (イ) 地域スポーツコミッションの規模等（組織規模・財政規模・取組実績等）や中止又は延期したイベント等の規模・内容等から、新型コロナウイルス感染症の影響が相当に大きく、緊急性が高いと思われる。※
- (ウ) 事業のねらい等が、新型コロナウイルス感染症対策及び反転攻勢という本事業の趣旨・目的に合致し、具体的かつ効果的な内容となっている。※
- (エ) 成果目標が、事業のねらいを踏まえた定量的な目標が設定され、適切に評価・検証できる方法・体制が整っている。
- (オ) 取組の目的・内容が、地域の背景・課題や事業のねらいを踏まえ、成果目標とも整合性がとれたものとなっている。※
- (カ) スポーツによる地域活性化・交流イベントについて、開催規模や予算額等を踏まえ、反転攻勢のための効果が十分にあると思われる。（イベントを開催しない（感染症拡大防止及び広報のみ）場合、本項目の点数は一律で0点とする）
- (キ) 本補助事業終了後も、持続的・発展的にまちづくり・地域活性化を図るための、具体的な計画が設定されている。※

(ク) 適切な経費計上となっている。

(ケ) 事業計画書の記載内容が意欲的なプレゼンテーションであり、新型コロナウイルス感染症の終息を見据え、スポーツによるまちづくり・地域活性化に向けて強い意志や決意が感じられる。